

# 意見書

電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年6月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年7月2日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正の内容

- 一 特定小電力無線局が使用する周波数の電波を加えること。（第6条関係）
- 二 デジタル簡易無線局の呼出名称記憶装置に係る規定を追加すること。（第9条の3関係）
- 三 デジタル簡易無線局を登録の対象無線局に追加すること。（第16条及び第17条関係）
- 四 簡易無線局に係る許可を要しない工事設計の軽微な事項を追加すること。（別表第1号の3関係）
- 五 その他規定の整備をすること。

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

##### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正の内容

- 一 142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の混信防止機能を定めること。（第9条の4関係）
- 二 142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）
- 三 142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
- 四 142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力

- 無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の14関係）
- 五 小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用する無線設備の技術基準を追加すること。（第49条の20関係）
- 六 デジタル簡易無線局の技術基準を定めること。（第54条、別表第1号、別表第2号、別表第3号関係）
- 七 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日等
- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 一 デジタル簡易無線局の無線設備及び小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用する無線設備を特定無線設備に追加すること。（第2条関係）
- 二 デジタル簡易無線局の無線設備及び小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用する無線設備の、技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第6条、別表第1号及び様式第7号関係）
- 三 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日等
- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。
- (4) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 干渉を軽減する機能を有することを要しない期間を平成22年12月31日までとすること。（附則第2項関係）
- イ 施行期日
- 公布の日から施行すること。
- (5) 周波数割当計画の一部変更案
- ア 変更の内容
- 一 400MHz帯デジタル簡易無線局の導入及びアナログ簡易無線局の使用期限を設定することに伴い、規定の変更を行うこと。
- 二 動物検知通報システム用特定小電力無線局を導入することに伴い、規定の変更を行うこと。
- イ 施行期日
- 公布の日から施行すること。

## 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入、動物検知通報システムの導入、2.4GHz帯模型飛行機用ラジオコントロールの導入及びUWB無線システムの経過措置の延長に係る関係規定の整備を行うものである。

簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入については、現在、アナログ簡易無線局は約65万局が利用されているが、近年、無線機を小型化することによる利便性の向上、電波法改正により創設された無線局の運用者の変更制度が利用できる環境となるよう新たな狭帯域デジタル変調方式等を利用した簡易無線局の導入が求められている。これら

を踏まえ、簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入とするため、制度整備を行うものである。

動物検知通報システムの導入については、野生動物による住民への危害や農作物被害が社会問題化し、動物と人間の共存のための環境整備が必要となっている。そのため、動物の行動や生態を的確に把握するため、電波を利用することで、動物の行動・生態に関する情報の通報等を行うことが可能となる無線システムを導入できるよう、制度整備を行うものである。

2. 4GHz 帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加については、無線操縦装置は、ホビー用のみならず農薬散布や空中撮影等においても広く利用されている。更に今後、無線 LAN 技術を応用した無線操縦装置の無線機器が多数普及すると予測されていることを受け、多数の無線設備が同時に利用されることにより発生する混信に配慮しつつ多様な場面での利用を可能とするための環境整備が求められていることから、2. 4GHz 帯小電力データ通信を使用する屋外で模型飛行機の操縦に使用するものに関して、安全かつ周波数の有効利用を図った運用を行うため、制度整備を行うものである。

UWB 無線システムの経過措置の延長については、同システムは送信電力が極めて低いが超広帯域の周波数帯を使用することによって高速・大容量伝送を可能とし、平成 18 年 8 月に制度化を行った。その際、第 4 世代移動通信システムの導入に考慮し、4. 2～4. 8GHz 帯を使用する UWB 無線システムの干渉を軽減する機能については、平成 20 年 12 月 31 日までの間、有していない場合でも同システムを使用できることとしていた。

しかし、昨年開催された WRC-07 において、第 4 世代移動通信システムの使用周波数が 3. 4～3. 6GHz 帯に特定されたこと、同システムの標準化が平成 23 年以降を目指すことになったこと及び欧州においても、UWB 無線システムの干渉を軽減する機能を有していない場合でも同システムを使用することのできる期限が平成 22 年 12 月 31 日までとされていることから、我が国においても、この期間を平成 22 年 12 月 31 日まで延長するものである。

それぞれに必要な関連規定の整備を行うため、電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正するものである。

上記省令の改正に併せて行う周波数割当計画の一部変更については、簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入に伴う 400MHz 帯デジタル簡易無線に使用する周波数の設定、アナログ簡易無線で使用してきた周波数の使用期限の設定並びに動物検知通報用システムに使用する周波数の設定を行うものである。

デジタル簡易無線の導入については、これまでアナログ簡易無線として 55 チャンネル使用してきたが、今後の需要予測を踏まえ、狭帯域デジタル方式等の簡易無線では、100 チャンネル確保することとした。チャンネル数は約 2 倍となるが、占有周波数帯幅としては約 1 割減らすことが可能となることから、周波数の収容効率が高まり、電波の有効利用が図られることとなる。

ただし、アナログ方式から狭帯域デジタル方式への円滑な移行が進まなければ、電波の有効利用の効果が低くなるため、アナログ簡易無線の無線設備の耐用年数や減価償却期間等を考慮し、アナログ簡易無線の周波数の使用期限をスプリアス発射の強度の許容値が変更され、既存の多くの無線設備が使用できなくなる平成 34 年 11 月 30 日と設定した。

動物検知通報システムに関しては、これまで 400MHz 帯においてテレメータ、テレコントロール、データ伝送等の特定小電力無線局として周波数を確保していたが、山間部での使用等野生動物の行動追跡には、山陰への電波の伝搬等を考慮する必要があることから、150MHz 帯において周波数を 5 チャンネル確保することとした。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する6者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
インテル株式会社	賛 成	
NECエレクトロニクス株式会社	賛 成	
株式会社日立製作所	賛 成	
財団法人日本ラジコン電波安全協会	賛 成	
社団法人全国陸上無線協会	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	

## 第3 理由

### 1 簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入

本件は、簡易無線局のデジタル化等に伴い、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

簡易無線局は、近年、グループ通信等の利便性から利用トラヒックが増大するとともに、レジャーや短期需要（レンタル）にも使用したいとの要望があり、それらに対応した新たな無線システムの導入が期待されている。

このような状況から、情報通信審議会において、「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」について審議が行われ、本年3月、一部答申が行われた。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、音声中心の通信に適したデジタル方式の追加、登録制度の導入等について関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

電波法施行規則の改正案では、登録の対象とする無線局にデジタル簡易無線局を追加し、登録局の無線設備の規格にデジタル簡易無線局の技術基準を追加している。これは、デジタル簡易無線局を登録対象局とするものであるが、キャリアセンスを備え付けているデジタル簡易無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有するものであることから、適当と認められる。また、デジタル簡易無線局の呼出名称記憶装置に係る規定を追加しているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、適当と認められる。

無線設備規則の改正案では、デジタル簡易無線局の技術基準を規定しているが、これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、デジタル簡易無線局を特定無線設備に追加し、その審査方法を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

周波数割当計画の変更案では、400MHz帯デジタル簡易無線局の導入及びアナログ簡易無線局の使用期限の設定に伴う規定の変更を行っているが、これらは、デジタル簡易無

線局の円滑な導入に必要なものであり、適当と認められる。

## 2 動物検知通報システムの導入

本件は、動物検知通報システムを導入するため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

近年、野生動物による住民への危害や農作物被害が社会問題化してきており、動物と人間の共存が可能な環境管理が必要とされている。野生動物の行動パターンを把握することは、学術研究のほか、野生動物による被害防止策の検討のためにも有効な手段であり、その方策の一つとして、新たな無線システムの活用が期待されている。

このような状況から、情報通信審議会において、動物検知通報システムの技術的条件について審議が行われ、本年3月、一部答申が行われた。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、動物検知通報システムに利用できる150MHz帯の特定小電力無線局の導入等について関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

電波法施行規則の改正案では、特定小電力無線局が使用する周波数として、動物検知通報システムに係る無線局が使用する周波数の電波を追加している。これは、特定小電力無線局として免許不要とするものであるが、空中線電力が小さいこと、識別符号を自動的に送信し又は受信するものであること等から、改正内容は適当と認められる。

無線設備規則の改正案では、動物検知通報システムに係る特定小電力無線局について、混信防止機能、空中線電力の許容偏差、受信設備が副次的に発する電波の限度等の技術基準を規定しているが、これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

周波数割当計画の変更案では、150MHz帯（142-144MHz）の周波数の無線局の目的に小電力業務用（動物検知通報システム用）を追加し、周波数を別表において明記しているが、これは、動物検知通報システムの導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

## 3 2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加

本件は、2.4GHz帯小電力データ通信システムの無線局の技術基準について、屋外で模型飛行機の無線操縦に使用するものに関する新たな条件を追加するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

無線操縦装置の利用は、ホビー用のみならず農薬散布や空中撮影等各種産業にも拡大し、広く利用されているが、近年、新たに2.4GHz帯を使用する、無線LAN技術を応用した無線操縦装置の無線機器が現れ、今後多数普及すると予測されている。屋外で模型飛行機の無線操縦に使用するシステムは、多数の無線設備が同時に利用されることで発生する混信に配慮する必要があるが、安全かつ周波数の有効利用を図った運用を可能とするための環境が求められている。

このような状況から、情報通信審議会において、無線操縦機器の高度化方策に関する技術的条件について審議が行われ、本年3月、一部答申が行われた。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加について関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、小電力データ通信システムの無線局の技術基準に、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置の技術基準を追加している。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、特定無線設備である小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備について、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備を別に規定し、

その審査方法を定めている。

これらは、情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

#### 4 超広帯域（UWB）無線システムの経過措置の延長

本件は、UWB 無線システムの経過措置の適用期間を延長するため、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正するものである。

マイクロ波帯を用いた通信用途の UWB 無線システムは、平成 18 年 8 月に制度化が行われたが、使用する周波数帯のうち 4.2～4.8GHz 帯については、第 4 世代移動通信システム等の導入に向けた検討状況を考慮し、平成 20 年 12 月 31 日までは干渉を軽減する機能を有さなくとも使用可能とされていた（3.4～4.2GHz 帯においては、干渉を軽減する機能を有さない場合は-70dBm/MHz までの出力の範囲で使用可能とされている）。

今回の改正は、WRC-07 において、第 4 世代移動通信システムの使用周波数が 3.4～3.6GHz 帯に特定されたこと、同システムの標準化が平成 23 年以降を目指すことになったこと、欧州においても干渉を軽減する機能を有することを要しない期間が平成 22 年 12 月末までとされていること等の国際動向を踏まえ、経過措置を延長するための規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 105 号）の改正案では、UWB 無線システムの無線局の無線設備に関し、干渉を軽減する機能を有することを要しない期間を平成 22 年 12 月 31 日までとする改正を行っているが、これは上記の国際動向を踏まえ、我が国における第 4 世代移動通信システム等の円滑な導入に支障を及ぼさない点にも配慮したものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。